# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関連事務 評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、予防接種関連事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報 の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を締 結している。

### 評価実施機関名

福岡県八女市長

#### 公表日

令和7年8月5日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種関連事業
②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内在住の者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 番号法においては、別表第一表項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	·e-AFFECT健康管理システム ·団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ·中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の10の項 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 予防接種法施行令第6条の2 予防接種法施行規則第2条の3、第10条から第11条の31まで
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の17の項、同18の項、同19の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	八女市総務部総務課総務法制係 八女市本町647番地 0943-23-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	八女市健康福祉部健康推進課 八女市本町647番地 0943-23-9149 / 0943-23-1352
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	1年5月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	1年5月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
全成人口们面的人心心 我切门 7000

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 施機関については、それ	] いぞれ重点項目記		評価書  評価書及び  評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 '対策の詳細が記載
G11 C1100					
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が列	入れている る	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			- 1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	·入れている る	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	<b>トワークシステ</b> ム	を通じた提供を除く。)	0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	·入れている る	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手	) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が列	入れている る	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情が、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしてい		

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全1	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報。 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正ない、 、、、滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対け への対策 策	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	八女市情報セキュリティポリシ 的安全管理措置、技術的安全		準に基づき、漏洩、滅失、毀損を防ぐ	*ための物理

## 変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5. ① 部署	市民福祉部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	
平成30年6月29日	I 5. ② 所属長	健康推進課長 丸山 ヒト恵	健康推進課長	事後	
平成30年6月29日		八女市市民福祉部健康推進課 八女市本町 647番地 0943-23-1201 / 0943-23-1352	八女市健康福祉部健康推進課 八女市本町 647番地 0943-23-1201 / 0943-23-1352	事後	
平成30年6月29日		2015/6/1	2018/6/29	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ 2. いつの時点の計数か	2015/6/1	2018/6/29	事後	
令和1年6月18日	様式変更に伴い全面改訂			事後	
令和7年6月23日		八女市健康福祉部健康推進課 八女市本町 647番地 0943-23-1201 / 0943-23-1352	八女市健康福祉部健康推進課 八女市本町 647番地 0943-23-9149	事後	
令和7年6月23日	Ⅳ 8.人手を介在させる作業	_	十分である。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。	事後	
令和7年6月23日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策:十分である。 八女市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に基づき、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。	事後	
	•	•	•		